

# 「在滬建築施工企業の外地従業員に対する 総合保険業務を更に強化することに関する 若干規定の通知」

2005年6月

日本貿易振興機構(ジェトロ) 上海センター 編

**※ 本資料のご利用にあたって**

本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈等をできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報等の正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。  
なお、中国政府が発表した原文については、法令名をクリックすることでご参照いただけます。

# 上海市建設及び管理委員会、 上海市労働及び社会保障局文書

滬建建[2004]349号

## 『在滬建築施工企業の外地従業員に対する総合保険業務を更に強化することに関する若干規定』の通知

各関連団体:

ここに『在滬建築施工企業の外地従業員に対する総合保険業務を更に強化する若干規定』を發布し、各関連団体に配布する。これを参照し執行してください。執行過程において問題が発生した場合、直ちに連絡してください。

上海市建設及び管理委員会  
上海市労働及び社会保障局  
二〇〇四年六月十日

## 在滬建築施工企業の外地従業員に対する総合保険 業務を更に強化することに関する若干規定

本市建築施工外地従業員の合法權益を保障し、施工企業の労働者の雇用行為を規範するとともに、建築市場の秩序を維持するため、『上海市外地従業員に対する総合保険暫定執行規則』(上海市人民政府令第123号)(以下『暫定執行規則』と略称する)、『「上海市外地従業員に対する総合保険暫定執行規則」の徹底に関する実施細則』(滬劳保就発(2002)38号)などの関連規定に基づき、ここに、在滬建築施工企業の外地従業員に対する総合保険業務を更に強化する具体的操作事項を以下のとおりに規定する。

### 一、適用範囲

本市行政区域内の建設工事現場において、在滬建築施工企業の外地従業員は、いずれも『規則』に規定する総合保険納付に従わなければならない。

### 二、管理部門

上海市労働及び社会保障局(以下、「市労働保障局」と略称する。)は本市総合保険の行政主管部門であり、上海市建設及び管理委員会(以下、「市建委」と略称する。)は在滬建築施工企業の外地従業員に対する総合保険の実施と管理について責任を負う。

上海市建設プロジェクト資質及び資格管理運営室(以下、「市資質資格運営」と略称する。)と上海市外地労働力就業管理センターは具体的実施について責任を負う。

各区(県)建設行政管理部門は本区域建設工事現場内の建築施工外地従業員に対する総合保険業務を具体的に管理し、各区(県)建設プロジェクト労務下請取引市場が具体的に組織実施する。

外省市(中央企業を含む)の駐滬運営建設管理処は市及び区(県)建設行政管理部門に協力し、本地区(系統)滬進入施工企業の総合保険業務をきちんと実施する。

### 三、給付の受領

在滬建築施工企業の総合保険に加入する外地従業員は、労働障害、入院医療の二項の保険給付を受領することができる。

### 四、手続きの手順

#### (一)「予納総合保険通知票」の受領

入札団体(プロジェクト総請負団体)は入札通知書の処理或いは直接委託手続きを行うとき、各級入札募集管理部門に「予納総合保険通知票」を受領する。

#### (二)保険費納付カードの申請受領

総請負団体は「予納総合保険通知票」に基づきプロジェクト所在地の建設プロジェクト労務下請取引市場で総合保険の登記手続きを行う。建設プロジェクト労務下請取引市場が提出された資料について間違えがないことを審査した後、指導団体は総合保険費納付カード申請書に記入するとともに、「保険費納付カードの受領通知書」を作成する。総請負団体は通知書に基づきプロジェクト所在区(県)の社会保険事業管理センターで保険費納付カードを受領する。

#### (三)総合保険費の予納

1、本市建設プロジェクトが実行する入札募集項目では、入札人或いは入札代理機構が入札文書の中に実質的要求として、各入札団体に対し入札文書中にプロジェクト予測雇用者数を明確に単独で列挙する。入札団体を確定した後、建設団体は当該プロジェクト予測総合保険費(予定総合保険費=入札団体予測雇用者数×前年度における全市労働者の月平均賃金×60%×5.5%×工期月)を一回に限って入札団体に振り込む。

2、本市建設プロジェクトの直接委託項目では、直接委託手続きを行うとき、建設団体が当該プロジェクトの予測総合保険費(予測総合保険費=総請負予測雇用者数×前年度における全市労働者の月平均賃金×60%×5.5%×工期月)を一回に限って総請負団体に振り込む。

3、総請負団体は直ちに当該プロジェクト予測総合保険費を総合保険費納付カードの中に納入し、中国建設銀行上海市支部「社会保険費納付カード」の領収証(以下、「保険費納付領収」と略称する。)を受取らなければならない。

4、建設団体は、プロジェクト報告監督、施工許可書の手続きを行うとき、関連管理部門に保険費納付領収を準備しなければならない。

#### (四)労働者の申請

プロジェクトの工事開始前、総請負団体はプロジェクト所在地の建設プロジェクト労務下請取引市場で『上海市外地従業員総合保険申請ソフトウェア』(以下、「ソフトウェア」と略称する。)を受領し、実際雇用する外地従業員の個人情報按要求に従ってソフトウェアに入力するとともに、『外地労働力個人情報収集表』(各人一表)を印刷し、表上に個人証明写真と身分証コピーを各一枚貼り付け、写真の下に要求に従って氏名、身分証番号を明記する。総請負団体は『外地労働力個人情報収集表』及びそのフロッピーをプロジェクト所在地の建設プロジェクト労務下請取引市場に提出する。

プロジェクト所在地建設プロジェクト労務下請取引市場は、直ちに情報をそれに対応する情報管理システムに導入する。

#### (五)上海市外地従業員就業証明の受領

『上海市外地従業員就業登記ハンドブック』(以下、『就業登記ハンドブック』と略称する。)は建築施工企業外地従業員の在滬就業状況の登録に使用し、建設施工企業外地従業員の本市就業証明とする。

市外地労働力就業管理センターは労務下請取引市場が提出する情報を受け取った後、『就業登記ハンドブック』を印刷し、各プロジェクト所在地の労務下請取引市場に提出する。総請負団体は『就業登記ハンドブック』を受領した後、外地従業員に配布し本人が保管する。『就業登記ハンドブック』を有する外地従業員はプロジェクト間で流動することができ、労務下請取引市場は直ちに『就業登記ハンドブック』上に労働者の流動状況をきちんと記録する。

#### (六)労働者の変更

プロジェクト施工過程において、実際雇用する労働者に変更が発生した場合、総請負団体は、変更状況を要求に従ってフロッピーに入力し、『外地従業員変更名簿』として、プロジェクト所在地の建設プロジェクト労務下請取引市場に報告しなければならない。

1、団体は労働者の辞職手続きを行い、団体が捺印する『外地従業員変更名簿』によりプロジェクト所在地建設プロジェクト労務下請取引市場で手続き代表者が取消しの手続きを行う。

2、団体に新たに入社する労働者は、労働者の申請手順に従って申請し資料を提出するとき、更に団体が捺印する『外地従業員変更名簿』を一部増やすとともに、通知に従って新たに入社した建築施工外地従業員は『就業登記ハンドブック』を受領する。

#### (七)総合保険費の納付

総合保険費を納付する人数は当月25日までの実際人数で締め切り、次の月に保険費を差し引く。保険費の納付周期は一ヶ月とする。保険比率は前年度における全市労働者の月平均賃金の60%中の5.5%とする。市社会保険事業管理センターは毎月5日(休祝日は順延)総請負団体の総合保険費納付カードから総合保険費を差し引くとともに、保険費の納付記録を樹立する。毎月5日保険費の引き落としが成功しなかった団体に対しては、市社会保険事業管理センターは毎月12日(休祝日は順延)再度保険費を差し引く。総合保険費は一人につき毎月一回限り保険費を差し引く。

#### (八)保険費差し引きの催促

保険費の差し引きが成功しなかった場合、市社会保険事業管理センターは引き落とし不成功の情報を各区県建設プロジェクト労務下請取引市場に通知し、各区県建設プロジェクト労務下請取引市場は「総合保険費の追納通知票」を発行して、総請負団体に通知する。

**(九) 予納総合保険費の追加**

総合保険費納付カード中の予納総合保険費が一定額不足しているとき、プロジェクト所在地の建設プロジェクト労務下請取引市場は「予納総合保険費残高提示票」を発行して、総請負団体に通知する。

**(十) 保険費納付カードの取消し**

プロジェクト竣工後、総請負団体はすでに処理した竣工検収報告書の手続き証明に基づきプロジェクト所在地の建設プロジェクト労務下請取引市場で総合保険登記口座取消し申請の手続きを行い、且つ、総合保険費納付カードの口座決済通知書に記入し、市資質資格運営が審査した後、市労働保障部門で口座決済手続きを行なう。総合保険費を取消した後、カード内の資金決済を行ない、総請負団体の指定口座に振り込む。

**五、労働傷病認定及び賠償管理**

(一) 建築施工外地従業員に労働傷害或いは職業病が発生した場合、規定に従って発生地の区(県)労働保障局が所属する労働傷病認定機構、プロジェクト受入監督安全監督ステーションと商業保険会社に報告しなければならない。建設施工外地従業員の労働傷害或いは職業病の認定は、事故発生地の区(県)労働保障局が所属する労働傷病認定機構によって認定と評定を行なう。

(二) 建築施工外地従業員の労働傷害と職業病の認定、評定方法及び各総合保険の給付についての申請受領方法は、市政府及び市労働及び社会保障局の関連規定に従って執行する。

**六、監督管理**

(一) 各級建設行政管理部門は建築施工外地従業員の総合保険の納付状況を監督管理しなければならない。

1、各級入札管理部門は入札過程において監督管理を強化しなければならない。施工許可証の手続きにおいて、総合保険費の予納証明を検査しなければならない。

2、各級安全品質監督管理部門は、監督手続きを行なうとき、総合保険費の予納証明を検査しなければならない。日常現場の監督管理においては、建築施工外地従業員の『就業登記ハンドブック』所持状況に対する検査を強化しなければならない。

3、市資質資格運営は各区県建設プロジェクト労務下請取引市場が提出する関連情報を審査確認しなければならない。

4、各区(県)建設プロジェクト労務下請取引市場は本区域内の総合保険登記、従業員情報処理、在滬建築施工企業外地従業員証明の発行などの作業をきちんと実施しなければならない。

(二) 労働保障行政管理部門が所属する労働監察機構は、施工現場の建築施工外地従業員に対する保険納付状況の労働監督を強化しなければならない。

**七、その他**

本通知は発布日より実施する。

『外地施工企業従業員総合保険業務の展開に関する通知』(滬建建[2002]893号)、『上海における“建設プロジェクト施工従業員に対する人身不慮の傷病事故保険”の試験的業務の拡大実施に関する通知』(滬建建管(97)第329号)はこれと同時に廃止する。